

様式 4

<p style="text-align: center;">令和 2 年度第 5 回</p> <p style="text-align: center;">富士見市介護保険事業推進委員会</p> <p style="text-align: center;">議事録</p>						
日 時	令和 2 年 1 0 月 2 9 日 (木)		開会	午後 1 時 3 0 分		
			閉会	午後 3 時 3 0 分		
場 所	富士見市役所 2 階 第 1 . 2 会議室					
出 席 者	委 員	奥村会長	日鼻副会長	鳥羽委員	渋谷委員	武長委員
		○	○	○	○	○
		谷澤委員	前田委員	熊木委員	古内委員	小寺委員
		○	○	○	○	○
		佐々木委員	井山委員			
		○	○			
	事 務 局	健康福祉部 鈴木部長 高齢者福祉課 宮嶋課長、長谷部副課長、新山副課長、 飯塚係長、神谷係長、内田主査、鶴田主任 健康増進センター 望月所長、平係長				
公 開 ・ 非 公 開	公開 (傍聴者 1 名)					
議 題	<p>(1) 認知症初期集中支援チームの活動状況について</p> <p>(2) 指定介護予防支援業務委託の承認について</p> <p>(3) 第 8 期計画の策定に向けた意見書の回答について</p> <p>(4) 第 7 期計画の評価及び第 8 期に向けての課題について</p> <p>(5) 第 8 期計画における保険料、給付費、人口等の推計について</p> <p>(6) 第 8 期富士見市高齢者保健福祉計画 (素案) について</p> <p>(7) その他</p>					

議 事 内 容

1 開会

- ・委員長より開会のあいさつ

2 議事

(1) 認知症初期集中支援チームの活動状況について

- ・事務局より資料1に沿って説明。

<質 疑>

委 員：認知症初期集中支援チームが支援している人数等について報告があったが、資料6の第8期計画の素案の15ページに掲載されている認知症の人の状況の人数の中に、チーム支援人数も加わっているということでしょうか。

事務局：資料6に掲載されている認知症の人の状況については、介護認定審査会資料における日常生活自立度Ⅱa以上の人数ですので、認知症初期集中支援チームで支援した方が認定を受けⅡa以上であれば含まれます。ただ、チームが関わる対象者は認知症が疑われる方であり、必要な医療・介護のサービスを受けていない、適切なサービスに結びついていない、中断しているなどの状況の方が多いため、支援することで認定申請につながっていく方が多い現状です。報告した事例の対象者については、令和元年9月頃からチーム等による対応や支援が始まりましたが、令和2年度になってから認定申請しましたので、15ページの数には含まれていません。

委 員：こういった活動は、対象者の早期発見が大事であると思うが、認知症が疑われる方がどのような経緯で発見され、その方の情報が認知症初期集中支援チームにどのように届き、支援につながっているのか、教えてほしい。

事務局：近隣住民や民生委員、町会長など地域の関係者からの連絡や、高齢者あんしん相談センター、医療機関等から相談が入ることが多いです。チームの対象者として関わる必要があるかどうか検討しながら対応しています。また、高齢者福祉課窓口で受理した相談の中から、認知症が疑われ支援が必要と思われる方については、相談後の経過を関係者等に確認しており、様々な手段により早期発見し対応できるよう努めているところです。

(2) 指定介護予防支援業務委託の承認について

- ・事務局より資料2に沿って説明。

質疑なし

上記について承認。

(3) 第8期計画の策定に向けた意見書の回答について

- ・事務局より資料3に沿って説明。

質疑なし

(4) 第7期計画の評価及び第8期に向けての課題について

- ・事務局より資料4-1、4-2に沿って説明。
- ・第7期計画の基本方針ごとに説明。

①「基本方針1 充実した日常生活を送るために」について

<質 疑>

委員：フレイルサポーターについて、もう少し詳しく説明してほしい。

事務局：フレイルサポーターとは、フレイルの状態をチェックするために東京大学高齢社会総合研究機構が独自の研究をもとに開発したプログラムであるフレイルチェックの測定会などを運営したり、フレイルの予防について市民に広める活動を行ったりする方のことです。令和2年度から健康増進センターと東京大学高齢社会総合研究機構と協力、連携し、新たにフレイルチェック事業を開始しましたが、フレイルサポーター養成がこの事業の主要事業となります。フレイルサポーター養成研修を受け認定を受けた方々には、実際に地域の健康づくりの担い手として活躍していただきたいと考えています。市民の中から多くのフレイルサポーターを養成し、地域でのフレイルチェックの測定会などの実施やフレイル予防を広める活動を担っていただくことで、フレイル予防のまちづくりを目指していきたいと考えています。

委員：フレイルサポーターの活動は有償なのか。

事務局：本市のフレイルサポーターの活動は有償ではありませんが、介護支援ボランティアポイント事業の活動の一つとして、ボランティアポイントが付与されます。

委員：広報に介護支援ボランティアの説明会についての記事が掲載されていたが、現在もボランティアを募集しているのか。

事務局：新型コロナウイルス感染拡大を防止するため7月までの説明会は中止しましたが、8月から説明会を再開したため、広報等で周知したところです。コロナ禍の介護支援ボランティア活動については、ボランティア受入れ施設等と相談しながら、感染拡大防止策を講じることが可能な活動のみとし、順次ボランティア活動ができるよう調整してきました。今後も新型コロナウイルス感染症の感染状況により判断しながら、事業展開を検討していきます。

委員：広報富士見の令和2年11月号にフレイルサポーターやフレイル予防などについての記事が掲載されていたが、黄緑色のポロシャツがフレイルサポーターのユニフォームなのか。

事務局：東京大学高齢社会総合研究機構と協力、連携しながらフレイルに関する取組みを行っている自治体は多くあり、フレイルサポーターのユニフォーム色として黄緑色が統一されています。各自治体でフレイルサポーター養成研修が実施されており、研修を受け認定を受けた後にもらえるユニフォームとして、本市は黄緑色のポロシャツを

配布しています。地域で行われるフレイルチェックの測定会などの実施の際に着用し、フレイルサポーターとして活動していただきます。

委員：フレイルの取組みは新規事業でありフレイルの意味を知ってもらって参加してもらうことが大切だと思うので、多くの方に取組んでもらえるよう、啓発・周知により一層努めていただきたい。

委員：支援が必要な方や閉じこもりがちの方等を発見する方策を具体的に検討すべきと考えるが、今後どう取組んでいくのか、市としての見解を聞きたい。町会活動や民生委員による活動の中で、支援が必要で心配な方が地域にいた場合、地域としてどのように対応したらよいか悩むことが多い。地域のサロンなどの通いの場に誘っても、そういう方々はなかなか参加してくれない。支援が必要な方や閉じこもりがちの方等を発見できればよいが、発見されない場合も多いと思う。共倒れしてしまう前に、そういう方々を発見できるように、具体的な方策を考えていかなければいけない状況であると感じているが、市として仕組みづくりをどうしていくつもりなのか、早急な検討が必要と思うが、いかがか。

事務局：支援が必要な方や閉じこもりがちの方等をどう早期に発見していくかは、以前から継続している課題であり、第8期計画においてもその一つであると認識しています。今後も関係者や関係機関と協力しながら、様々な方策により対応していかなければいけないと考えています。発見できるきっかけとしては、高齢者あんしん相談センター職員が行っている実態把握訪問で把握する場合や、近隣住民からの連絡、町会活動や民生委員による活動で気付く場合、郵便物や新聞が溜まっているなどの通報による場合などがありますので、支援が必要な方に対して、必要な時に必要な支援ができるよう、関係者や関係機関と連携しながらすすめていきたいと考えています。

委員：以前、基本チェックリストが高齢者の方々に郵送されていたと思うが、現在はどのように活用しているのか。

事務局：基本チェックリストについては、以前のような二次予防事業対象者の把握のための活用方法ではなく、必要なサービスを利用できるよう本人の状態を確認できるツールとして用いています。高齢者の方々に郵送はしていませんが、高齢者あんしん相談センターや高齢者福祉課窓口での相談の際に活用したり、市内の病院やクリニック等に基本チェックリストのチラシを配布して受付窓口に置いていただくなど、広く周知しながら活用しています。

②「基本方針2 住み慣れた地域で生活をするために」について

<質疑>

委員：高齢者の移動手段の一つとしてデマンドタクシーを利用している方が多いと思うが、年度内12回の利用回数制限があり令和3年度までの事業であると聞いている。現在の利用状況はどうか、また今後の事業展開はどうか、分かれば教えてほしい。

事務局：先日の富士見市地域公共交通会議での中間報告では、令和元年6月1日～令和2年8月31日の期間中に約3,100人が利用され、そのうち60歳以上の高齢者層の利用が7割程度を占めていることが

分かったとの報告がありました。乗降場所も駅や病院の利用が多く、高齢者の移動手段として多く活用されているとのこと。今後の事業展開については、担当課を中心に検討していくと思いますが、今後もデマンドタクシー利用状況の分析を継続し、分析結果に基づき必要に応じて市内公共交通の見直し等を行っていくとの説明が先日の会議の中でありました。

委員：住宅型有料老人ホーム等の安定的な確保が必要であるとの説明があったが、市内に施設整備することで何かインセンティブはあるのか。第8期計画に向けて市はどう考えているのか。

事務局：インセンティブはありませんが、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等へのニーズは多くなると想定されますので、施設整備の相談があった場合には事業者や関係機関、県と調整していきたいと考えています。第8期計画期間中において市内に住宅型有料老人ホームが新たに1棟開設することが既に決まっています。引き続き、高齢者の状況や多様なニーズに応じた住まいの確保に向けて、活用の促進を図っていきたいと考えています。

委員：住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備について、市の関わりや許認可など、詳しく説明してほしい。

事務局：有料老人ホームは厚生労働省の所管であり、埼玉県が指定や許認可権限をもっており、新たに有料老人ホームを市内に施設整備したいという事業者があった場合には、県との協議が必要となります。市内への施設整備の申請が県にあると、県から市としての意見を求められますので、支障の有無を回答することで市の見解を示すことができます。サービス付き高齢者向け住宅については、国土交通省の住宅担当部局が所管する住宅であり、施設整備の際は、埼玉県に協議、登録が必要になり、県の申請が通れば整備されます。

委員：住宅型有料老人ホーム等は料金が高いと思うので、低所得者が入所できるように整備して欲しいと思うが、いかがか。

事務局：低所得者向けの住宅としては、主に県営住宅や市営住宅になると思いますが、建築担当課等と連携しながら、高齢者の状況や多様なニーズに応じた高齢者の住まいの確保に向けて、取組んでいきたいと考えています。

委員：財政的には難しいとは思いますが、安価な住宅や施設をより多く整備し、高齢者が安心して住み慣れた地域でいつまでも暮らせるように、市として検討して欲しい。

③「基本方針3 気軽に相談できる体制をつくるために」について

<質 疑>

委員：高齢者あんしん相談センターは相談件数等も増加傾向のため人員体制のあり方も検討していく必要があるとの説明であったが、今後センターの体制をどうしていく考えなのか。

事務局：本市の高齢者あんしん相談センターは、圏域ごとに5ヶ所整備していますが、後期高齢者数が増えるとともに業務内容や相談等が複雑化、多様化してきており、それに対応できるよう強化が必要であることは認識しています。センター職員が定着し4.5人の配置が欠けることなく業務をすすめられることが望ましいと考えています。

が、なかなか難しい状況があります。今後の人員体制のあり方については、関係各課と調整を図りながら検討していくため、担当課としてセンターの人員体制拡充の必要性を伝えてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員：介護人材不足の中、高齢者あんしん相談センターの人員の確保や定着が困難な状況であり、各センターが苦勞していると思う。センターの相談も今後は土曜日も開所する方向で検討していると以前説明があったと思うが、今後の相談体制や人材体制について、市としてどう考えているのか。

事務局：高齢者あんしん相談センターを受託している社会福祉法人との調整はこれからですが、土曜日の相談窓口については、可能などころから検討していきたいと考えていますので、今後、法人と協議していきたいと思っています。

委員：高齢者の困りごとは休日に問題が起こることも多いが、高齢者あんしん相談センターや市役所は休日に相談できないため、何とか乗り切って休み明けに相談したりする。相談対応できる日時を拡大すると、人員配置による勤務時間も増えセンター職員に対する負担が増加すると思うので、今後の人員体制のあり方については、現場の職員の意見も聞きながら、調整、検討して行ってほしいと思う。

④「基本方針4 お互いがお互いを支えあうために」について

質疑なし

⑤「基本方針5 介護保険事業を継続的に運営していくために」について

質疑なし

(5) 第8期計画における保険料、給付費、人口等の推計について

・事務局より資料5-1、5-2、5-3に沿って説明。

<質疑>

委員：第8期計画期間中に広域型の特別養護老人ホームを新たに100床程度整備する方向で検討しているとの説明であったが、従来型とかユニット型とかの種別や類型等の詳細を決めているのか。

事務局：施設入所の待機者のニーズや意向を踏まえて検討していく必要があると考えており、本市の場合は多床室という類型を希望している方が多いと把握しています。新たな施設整備について事業者から相談があった場合には、多床室の整備が可能かどうかも含め、事業者や県と協議しながら、整備していきたいと考えています。

委員：類型などの細かい整備内容については、計画に明記しないのか。

事務局：第8期計画には100床程度整備することのみ記載し、詳細は事業者と相談しながら計画期間中の整備をすすめていきたいと考えています。広域型の特別養護老人ホームを新設する場合には県に協議や申請が必要であり、県からの通知で市としての意見を求められます

ので、その際には施設入所の待機者のニーズや意向を十分踏まえて市の見解を回答していきたいと考えています。

委員：資料 5-1 の人口推計は、国のシステムから算出した推計値なのか。

事務局：人口推計については、本市の人口ビジョンに基づく推計値であり、国の見える化システムにはその推計値を報告しました。

委員：第 1 号被保険者が今後減少していくとの説明であったが、過去に第 1 号被保険者が減少したことがあるのか。今まで高齢者数や第 1 号被保険者は増加してきているのに、どうして減少するのか。

事務局：今まで第 1 号被保険者数が減少したことはありませんし、本市の高齢者数や第 1 号被保険者は年々増加傾向でしたが、年齢分布ごとに見ると、現在の 64 歳、63 歳の人数は現在の 65 歳、66 歳の人数と比べると極端に少ないので、転出者や死亡者数等も平均して加味すると、結果的に高齢者数や第 1 号被保険者は令和 7 年度に向けては減少していく見込みになります。

委員：施設整備についての市の見解としては、地域密着型の特別養護老人ホームは整備せず、広域型の特別養護老人ホームを施設整備することとするのか。地域密着型特養は市民が入所できるので良いと思うが、広域型特養の施設整備にした理由は何か。広域型特養でも市民が優先的に入所できるよう配慮してもらえないのか。

事務局：現在、本市には 4 ヶ所の広域型特養があり、市民の入所率は 35 ～ 50 % 位ですので、広域型特養に多くの市民の方が入所されている現状があります。広域型特養は入所できる人数が多いので、地域密着型特養の入所人数と比べると、入所率を 35 % と見込んでも多く市民が入所できることとなるため、メリットの一つであると考えています。本市の入所待機者のニーズとしては多床室という類型を希望している方が多いと把握しており、新規の事業者と施設整備の協議をする際にお伝えしているところですが、経営面からみると特養の多床室の運営は難しいという事業者もいますので、地域密着型特養での多床室の整備はより困難であると考えています。そのため、第 8 期期間中の施設整備は待機者のニーズや動向を踏まえながら、100 床程度の広域型特養について事業者や県と協議をすすめていきたいと考えています。

(6) 第 8 期富士見市高齢者保健福祉計画（素案）について

- ・事務局より資料 6 に沿って説明。
- ・第 8 期計画（素案）の章ごとに説明。

① 「第 1 章 計画の概要」について

質疑なし

② 「第 2 章 高齢者の現状」について

< 質 疑 >

委員：要支援・要介護認定者数のうち、前期高齢者数と後期高齢者数の割合は出せるのか。

事務局：それぞれの実績の数値は把握していますが、推計値が算出できるかどうか分かりませんので、再度集計していきたいと思います。

委員：要支援・要介護認定者のうち、施設入所と在宅の人数や割合を掲載することはできないのか。

事務局：給付実績から施設サービス利用や在宅サービス利用の人数や割合を出すことはできますが、それが施設入所か在宅かということを表す数値ではないため、お示しするのは難しいと考えます。また、認定を受けていてもサービス利用していない方も多いため、掲載することは困難ですが、再度分析はしてみたいと思います。

③「第3章 計画の基本的な考え方」について

<質疑>

委員：日常生活圏域図と地域包括支援センター図のところなどに、各地域包括支援センターの地図を分かりやすく掲載してほしい。

事務局：各センターの地図は用意できるので、修正し、地図を追記します。

④「第4章 個別施策の展開」について

<質疑>

委員：資料6のフレイルチェック事業の推進のページに、フレイルの説明を掲載したほうがよいと思うが、いかがか。

事務局：用語の説明は、用語と同頁下に掲載する方法や冊子の巻末に用語集としてまとめる方法などありますので、再度検討して、フレイルについての説明を分かりやすく伝えることができるようにしていきます。

(7) その他

質疑なし

3 閉会

- ・副委員長より閉会のあいさつ